

## 別紙2 施設、設備、備品等の維持管理に関する業務

敷地内外の全ての施設設備の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

### 1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

#### (1) 警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

#### (2) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

##### ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

##### イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

(ア) 床洗浄ワックス塗布は、年3回（4か月に1回）以上実施すること。

(イ) 日常で行き届かないところ、汚れのひどいところは年1回以上念入りに行うこと。

##### ウ 特別（臨時）清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

### 2 備品等の管理

#### (1) 設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

#### (2) 備品

市の備品については、静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

#### (3) AED（自動体外式除細動器）について

AEDの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに市及びAED設置業者に連絡すること。

AEDの消耗品は市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに市に連絡すること。

### 3 環境に対する取り組み

静岡市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。